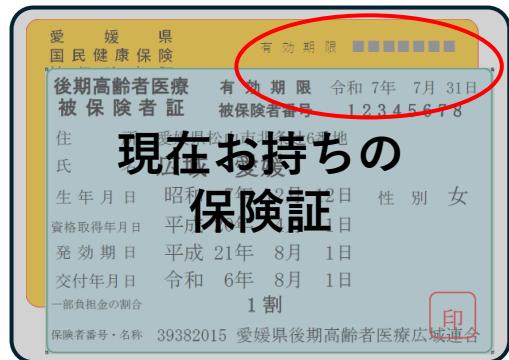
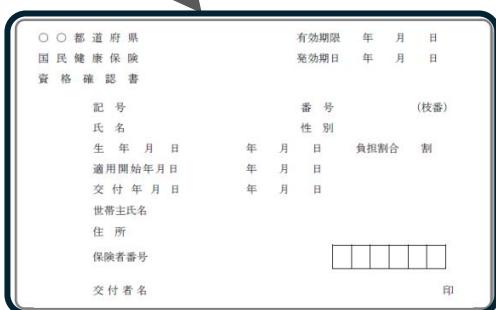
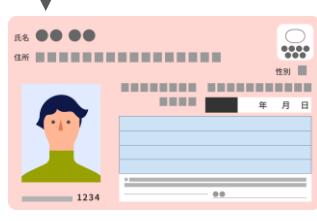


マイナ保険証をお持ちでない方

ご安心
ください

保険証の有効期限は右上に記載しています。

保険証の新規発行はしなくなりますが、
最長で令和7年7月31日までは
使えます。



資格確認書

マイナ保険証をお持
ちでない方へは、
資格確認書というもの
を交付します。



資格確認書はこんな方へ交付されます

- マイナンバーカードを取得していない。
- マイナンバーカードを取得しているが、**保険証利用の登録**をしていない。
- マイナンバーカードの保険証利用登録を解除した。
- マイナンバーカードを**返納**した。

現在お持ちの**保険証の有効期限までに資格確認書が交付されます。**
医療機関へは、この資格確認書をご提示ください。



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れてしまった場合

電子証明書の有効期限から**3か月**は保険証として利用できます。
お早めに市役所で更新手続きを行ってください。

その他の保険に関するお問い合わせはこちらまで

国民健康保険について

後期高齢者医療保険について

国保係

高齢者医療係

☎ (0894) 22-3133

☎ (0894) 21-0400

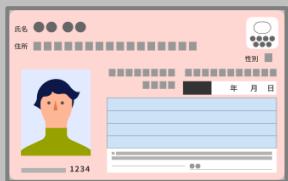


これから医療機関にかかるときは・・・

形状

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証



資格情報の お知らせ



この部分を切り取ってマイナカードといっしょに携帯できます。

交付対象者

マイナンバーカードの
保険証利用登録を行った人

マイナ保険証を保有しているすべての加入者

有効期限

マイナ保険証として利用するための電子証明書は5年
※マイナンバーカード自体の有効期限は10年（未成年者は5年）

▼70歳未満：
なし
▼70歳以上：
直近の7月31日まで

使用方法

医療機関・薬局に設置してあるカードリーダーにかざし、顔認証または暗証番号を入力



オンライン資格確認ができない医療機関等を受診する場合、マイナ保険証と一緒に窓口に提示

※「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。



マイナ保険証の情報の切り替えには3～5日かかります。
保険の切替中は、資格情報お知らせを提示してください。



切替中

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書



マイナ保険証を未保有で、発行済みの健康保険証が使えなくなった（持っていない）人

1年間

(年度途中の発行の場合は
直近の7月31日まで)

これまでの健康保険証と同様に医療機関等の窓口に提示

